

地域ユースプラザ事業実施要綱

制 定 平成 19 年 5 月 31 日こ青育第 172 号（こども青少年局長決裁）
最近改正 平成 29 年 3 月 24 日こ青相第 497 号（こども青少年局長決裁）

（目的）

第 1 条 この要綱は、横浜市青少年相談センターや横浜市若者サポートステーションの支所的機能を有し、思春期・青年期問題の第一次的な総合相談や自立に向けた青少年の居場所を運営するほか、地域で青少年の支援活動を行っている NPO 法人等の団体や区との連携を図り、地域に密着した活動を行うことを目的とした地域ユースプラザ事業（以下「本事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めることで、事業の円滑な実施を図ることを目的として制定する。

（事業手法）

第 2 条 本事業の実施については、事業運営を適切に実施することができる運営法人（以下「運営法人」という。）を選定し、事業補助を行う。

2 前項に規定する、運営法人の選定及び事業補助に関する事項については、市長が別途定めるものとする。

（事業内容）

第 3 条 本事業の内容は、次の各号に掲げる事業とする。

- (1) 第一次的な総合相談（電話相談、来所相談、家庭訪問等）
- (2) 区役所におけるひきこもり等の困難を抱える若者の専門相談の実施
- (3) ひきこもりからの回復期にある青少年の居場所の運営
- (4) 社会体験、就労体験のプログラムの実施
- (5) 地域の関係支援機関・区役所との連携及び地域ネットワークづくり
- (6) 応援パートナーの養成・派遣
- (7) その他青少年の自立支援事業として、市長が必要と認める事業

（実施施設）

第 4 条 本事業は、市長が実施をするに相当と認める施設（以下「実施施設」という。）において実施するものとする。

2 実施施設は、既存の建築物を賃借し、改修する等により、確保するものとする。

3 実施施設には、次の各号に掲げる機能を確保するものとする。

- (1) 青少年の自立及び社会参加に向けての相談が必要な者に対し、そのプライバシーの保護に配慮し、相談が可能な機能
- (2) 青少年の自立及び社会参加に向けての情報を必要とする者が、その情報を容易に得ることができ、また利用者同士が相互に情報交換できる機能
- (3) 青少年の自立及び社会参加の支援活動を行う者が相互に交流し、また情報交換、打合せなどができる機能
- (4) 青少年の自立及び社会参加に向けてのプログラムの実施が可能な機能

- (5) 青少年の自立及び社会参加の支援活動を行う者の育成のため、講座等の実施が可能な機能
- 4 実施施設の床面積の合計は概ね200㎡とする。ただし、前項各号に掲げる機能を一の建築物内に分けて確保することができる。

(事業の実施時間)

第5条 事業実施は原則として、月曜日から土曜日の週6日実施するものとする。

2 次の各号に掲げる日は休業日とする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日まで
- (4) 毎月第3月曜日

3 事業の実施時間は、原則として午前11時から午後7時までとする。

4 前3項の規定に関わらず、市長が必要と認めたときは、実施日、休業日並びに実施時間を変更することができる。

(対象者)

第6条 次の各号にいずれかに該当する者が、事業の対象者となる。

- (1) 原則として市内に居住する15歳から40歳未満の社会的に自立できない青少年とその家族
- (2) 原則として市内に居住する青少年の自立及び社会参加の支援活動を行う者（支援活動を始めようとする者を含む。）
- (3) その他市長が必要と認めた者

(事業経費)

第7条 事業の実施に要する経費は、運営法人として選定された法人の自主財源及び横浜市からの補助金、その他収入をもって充てる。

2 前項のその他収入としては、事業収入、運営協力費、広告収入、協賛金などを、事業の実施に要する経費として充てることができる。

(委任)

第8条 この要綱の施行に関し必要な事項は、こども青少年局長が定める。

附 則

この要綱は、平成19年5月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。